

ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

平成23年2月
 ホットライン運用ガイドライン検討協議会
 (下線部は改訂箇所)

改訂案	現行
<p>第1 本ガイドラインの目的</p> <p>1 ホットラインセンターについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ホットラインセンターにおける対応(役割)</p> <p> ホットラインセンターにおいては、インターネット利用者から受け付けた情報について、主として次のような対応を行うものとする。</p> <p> ア・イ (略)</p> <p> ウ 関係機関等への情報提供等</p> <p> 他の機関・団体において処理することが<u>適当な通報</u>については、専門的な対応を行っている関係機関・団体に対して情報提供するものとする。例えば、<u>名誉毀損、プライバシー侵害情報のうち重大な人権侵害に当たるもの</u>については法務省人権擁護機関に、<u>知的財産権侵害情報</u>については各権利者団体等に情報提供することが考えられる。<u>また、ヤミ金融による広告については、金融庁に情報提供することが考えられる。</u></p> <p> [脚注 5]</p> <p> 例えば、著作権侵害については、<u>一般社団法人日本音楽著作権協会、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、一般社団法人日本レコード協会等</u>、<u>商標権侵害については、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン</u>等がある。</p> <p> エ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1 本ガイドラインの目的</p> <p>1 ホットラインセンターについて</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ホットラインセンターにおける対応(役割)</p> <p> ホットラインセンターにおいては、インターネット利用者から受け付けた情報について、主として次のような対応を行うものとする。</p> <p> ア・イ (略)</p> <p> ウ 関係機関等への情報提供等</p> <p> <u>人権侵害、知的財産権侵害等に係る通報</u>等他の機関・団体において処理することが<u>適当なもの</u>については、専門的な対応を行っている関係機関・団体に対して情報提供するものとする。例えば、<u>名誉毀損、プライバシー侵害情報</u>については法務省人権擁護機関に、<u>知的財産権侵害情報</u>については各権利者団体等に情報提供することが考えられる。</p> <p> [脚注 5]</p> <p> 例えば、著作権侵害については、<u>社団法人日本音楽著作権協会、社団法人コンピュータソフトウェア協会、社団法人日本レコード協会</u>等がある。</p> <p> エ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置依頼</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 違法情報該当性の判断手続</p> <p> ホットラインセンターにおいては、<u>通報を受けた場合には、当該情報に関するURL</u>等を確認した上で、<u>違法情報該当性の判断</u>を行う。</p> <p> その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う(ダブルチェック方式)。</p> <p> また、<u>違法情報該当性の判断が難しい場合には、法律家等の専門家に相談した上で判断する。ただし、公序良俗に反する情報に当たると判断することができる場合には、公序良俗に反する情報としての対応を行うことも考えられる。</u></p> <p> なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。</p>	<p>第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置依頼</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 違法情報該当性の判断手続</p> <p> ホットラインセンターにおいては、<u>通報を受けた場合には、当該情報に関するIPアドレス</u>等を確認した上で、<u>違法情報該当性の判断</u>を行う。</p> <p> その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う(ダブルチェック方式)。</p> <p> また、<u>違法情報該当性の判断が難しい場合には、法律家等の専門家に相談した上で判断する。ただし、公序良俗に反する情報に当たると判断することができる場合には、公序良俗に反する情報としての対応を行うことも考えられる。</u></p> <p> なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。</p>

5 送信防止措置依頼手続

(1) 依頼の相手方

ア 電子掲示板又はウェブサイトの管理者が特定できる場合

当該電子掲示板又はウェブサイトの管理者に対して依頼を行う。

イ 電子掲示板若しくはウェブサイトの管理者が特定できない場合、又は、電子掲示板若しくはウェブサイトの管理者により対応が行われない場合

電子掲示板又はウェブサイトが蔵置されているサーバの管理者が特定できる場合には、当該サーバの管理者に対して依頼を行う。

ウ サーバの管理者が特定できない場合、又は、サーバの管理者により対応が行われない場合

電子掲示板又はウェブサイトが蔵置されているサーバに割り当てられているIPアドレスを割り振られている者に対して依頼を行う。

[脚注 21]

脚注8参照

[脚注 22]

電気通信事業法第6条により、プロバイダは、インターネット接続サービスの提供について、不当な差別的取扱いをしてはならず、特定のサーバに蔵置されている適法な情報を含むすべての情報について送信防止措置を行うことができる場合は相当限定されるものと考えられる。

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1～3 (略)

4 公序良俗に反する情報であるか否かの判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、公序良俗に反する情報であるか否かの判断を行う。

その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う(ダブルチェック方式)。

また、公序良俗に反する情報であるか否かの判断が難しい場合には、法律家等の専門家に相談した上で判断する。

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

5 送信防止措置依頼手続

(1) 依頼の相手方

ア 電子掲示板に違法情報が投稿されている場合

(ア) 電子掲示板の管理者が特定できる場合には、当該管理者に対して依頼を行う。

(イ) 電子掲示板の管理者が特定できない場合

a 対象情報が投稿されている電子掲示板が蔵置されているサーバの管理者が特定できる場合には、当該サーバの管理者に対して依頼を行う。

b 対象情報が投稿されている電子掲示板が蔵置されているサーバの管理者が特定できない場合には、当該サーバに割り当てられているIPアドレスを割り振られている者に対して依頼を行う。

イ ウェブサイトに違法情報が掲載されている場合

(ア) ウェブサイトの管理者が特定できる場合には、当該ウェブサイトの管理者に対して依頼を行う。

(イ) ウェブサイトの管理者が特定できない場合、又は、ウェブサイトの管理者により対応が行われない場合

a ウェブサイトが蔵置されているサーバの管理者が特定できる場合には、当該サーバの管理者に対して依頼を行う。

b ウェブサイトが蔵置されているサーバの管理者が特定できない場合には、当該サーバに割り当てられているIPアドレスを割り振られている者に対して依頼を行う。

[脚注 21]

電気通信事業法第6条により、プロバイダは、インターネット接続サービスの提供について、不当な差別的取扱いをしてはならず、特定のサーバに蔵置されている適法な情報を含むすべての情報について送信防止措置を行うことができる場合は相当限定されるものと考えられる。

[脚注 22]

脚注8参照

第4 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する公序良俗に反する情報に関する対応依頼

1～3 (略)

4 公序良俗に反する情報であるか否かの判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するIPアドレス等を確認した上で、公序良俗に反する情報であるか否かの判断を行う。

その際、プロバイダや電子掲示板の管理者等に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う(ダブルチェック方式)。

また、公序良俗に反する情報であるか否かの判断が難しい場合には、法律家等の専門家に相談した上で判断する。

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。